恵庭市余裕期間制度工事(発注者指定方式)実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、恵庭市及び公営企業(以下「発注者」という。)が発注する建設工事について、当該工事を受注する者(以下「受注者」という。)の円滑な工事体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者の確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定する工事(以下「発注者指定方式工事」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 全体工期 通常工期と余裕期間を合わせた期間をいう。
 - (2) 通常工期 通常の積算により算出した工期(工事日数)をいう。
 - (3) 実工期 全体工期内で、発注者が設定した工事着手日から通常工期が経過した日までの期間をいう。
 - (4) 余裕期間 契約締結日から工事着手日の前日までの期間をいう。

(対象工事)

- 第3条 発注者指定方式工事の対象となる工事は、入札に付する建設工事のうち、次の各 号に掲げる事項及びその他の事情を総合的に判断し、発注者指定方式工事によることが 最も適当であると工事入札指名選考委員会(恵庭市競争入札参加資格者指名選考委員会 規程(平成7年訓令第4号)第4条第1項第1号に規定する工事入札指名選考委員会を いう。)が指定したものとする。
 - (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
 - (2) 年度内に工事完成検査が終了できるような全体工期を設定すること。但し、繰越手続等が完了済みの場合は、当該期間内とする。
 - (3) 地理的条件、気象条件等の施工条件から、受注者の計画的な工事施行が容易と認められる工事であること。

(工事着手日)

第4条 発注者は、発注者指定方式工事の通常工期を算出し、その30パーセントを超え

ず、かつ、4か月を超えない範囲内で余裕期間を設定するものとする。

- 2 発注者は、発注者指定方式工事の工事着手日を指定するものとする。
- 3 発注者は、発注者指定方式工事であることが十分理解されるよう入札公告、特記仕様 書等により明示しなければならない。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、余裕期間の設定に伴う積算上の割増は、行わないものとする。

(経費の負担)

第6条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(余裕期間内の取扱い)

- 第7条 余裕期間内の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
 - (2) 現地調査、資材発注等の準備は認めるが、現場への資材搬入、仮設物の設置等工事の着手は行ってはならない。
 - (3) 主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。

(契約の保証)

第8条 契約の保証期間は、契約締結日から全体工期の末日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。